

市議会定例会提出議案（藤沢市公民館条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市公民館条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2008年（平成20年）11月28日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市公民館条例の一部改正について
藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）12月1日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例
藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表藤沢市立御所見公民館の項を次のように改める。

藤沢市立御所見公民館	藤沢市打戻1,760番地の1
------------	----------------

別表藤沢市立御所見公民館の項を次のように改める。

藤沢市立御所見公民館	第1談話室	100	150
	第2談話室	200	300
	第3談話室	100	150
	調理室	100	150
	和室	100	150
	子ども室（ミーティング室）	100	150
	音楽室	100	150
	ホール	800	1,200
	体育室	1,000	1,500

附 則

この条例は、平成21年3月23日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立御所見公民館の位置及び施設の使用料を定める必要による。